

市税収納強化月間



税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、3月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に電話催告を行います。市税などの納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できない人に、お電話でお知らせします。

※特定の金融機関や口座番号をお聞きすることや振込を指示することはできません。

■日時 3月9日（日）、23日（日）
9:00～16:00
問 納税課 ☎ (93) 0433

極左暴力集団の非公然アジトの摘発にご協力を



極左暴力集団は、善良な市民を装い、マンションやアパートに潜んでいます。アジトを見発見するには、皆さんの協力が不可欠です。

あなたの周りにこんな人はいませんか？
○入居早々、ドアや窓のカギの取り換えや補強をしている
○単身または夫婦だけのはずなのに、密かに複数の人が出入りしている
○昼間でもカーテンをして部屋の中が見えないようにしている
○外出は、早朝・深夜など人目がないときについている
○部屋へ出入りするとき、周囲を異常に気にしている
○近隣の住民と接しないようにしている
少しでも「変だな」と感じたときは成田警察署まで連絡してください。

問 成田警察署 ☎ (27) 0110

軽自動車などの廃車・名義変更は届出が必要です

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。手続きをしないと、引き続き課税されてしまうことになります。

次の項目に該当するときは、3月中に手続きをしてください。

■手続きが必要なとき

- 使用をやめたとき
- 廃棄したとき
- 所有者が亡くなられたとき
- 盗難にあったとき（警察への盗難届の受理番号が必要です）
- 他人に譲ったとき（名義変更の処理が済んでいるか確認してください）
- 他市町村に住所を移したとき

■手続きに必要なもの

- ナンバープレート（標識）
- 身分証明証（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 標識交付証明書など



詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先

●軽四輪

軽自動車検査協会千葉事務所 ☎ 050 (3816) 3114

●軽二輪・二輪小型自動車

関東運輸局千葉運輸支局 ☎ 050 (5540) 2022

●125cc以下のバイク、農耕用小型特殊自動車など

課税課 ☎ (93) 0443

国民年金第3号被保険者は届出が必要です

サラリーマンの妻など、厚生年金に加入している配偶者に扶養され、日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者の保険料は、配偶者の加入している年金制度全体で負担しますので、個人で納めていただくことはありませんが、届出は必要です。

健康保険の扶養の届出と一緒に配偶者の勤務先へ届け出してくださいと、勤務先を経由して年金事務所に提出されます。

忘れずに勤務先へすみやかに届け出してください。



【該当ケース】

- 結婚して扶養に入ったとき
- すでに結婚して扶養に入っている人が20歳になったとき
- 自分の収入が減って配偶者の扶養に入ったとき
- 配偶者が厚生年金（会社員や公務員など）に加入して扶養に入ったとき

第3号被保険者の特例認定

留学生や海外赴任に同行する家族など、国内移住要件の例外（海外特例要件）に該当する人は、届け出ていただくことにより、国民年金第3号被保険者の特例認定が可能です。特例の詳細については、問い合わせしてください。

問 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621